

	ご質問	お答え
1	ホープエナジー需要家から、破産管財人に電力受給契約の解除通知を送る必要がありますか。	破産管財人としては、改めて解除通知が必要とは考えておりません。
2	破産管財人から、履行不能の通知を送って下さいますか。	破産管財人の業務として、履行不能通知の発送はしておりません。
3	ホープエナジーが電力を再供給する可能性はありますか。	ホープエナジーは破産しましたので、今後、電力を再供給することはありません。
4	今後の電力需給契約の切り替えの手続きはどうすればいいですか。	需要家様にてご判断いただき、それぞれにおいて、新しい供給事業者を選択されご契約下さい。破産管財人の職務上、新たな供給事業者をご案内することはできません。
5	3月分の請求書は、いつ誰から発行になりますか。	追って破産管財人から発行します。なるべく早くに発行しますが、手続の関係上、発行時期が通常の時分から遅れる可能性があります。破産管財人名義の請求書がお手元に届いてから、お支払いください。
6	3月分の請求書の送付が一定の日よりも遅くなった場合、4月末までに支払をすることは困難になるがよいですか。	3月分の請求書は、追って破産管財人から需要家の皆様に文書で発送します。手続の関係で発行が4月半ば以降となる場合など、需要者側の手続が間に合わないおそれがある場合には、支払時期について適宜の対応を検討するなどしたうえ、お支払いの日程を含めてご案内します。
7	振込先口座は変わりますか。2月分、3月分は破産管財人の銀行口座に振り込むことになるのですか。	振込先口座は変更しません。各需要家様が従前から送金先としていた、ホープエナジー名義のみずほ銀行または三井住友銀行の口座にお振込みください。破産管財人においてその口座で受領します。
8	ホープエナジー名義の口座に振り込んでよいという破産管財人の書面が欲しい。	ホープエナジーのホームページにその旨を記載した文章を掲載しましたので、ご覧ください。別途文書を送って欲しいとのご要望がある場合には、破産管財人事務所にFAXなどでお知らせください。
9	債権届出の用紙は送られてきますか。	破産債権者として破産申立書に記載されている方には、裁判所から破産手続が開始したとの通知と債権届出用紙(ホープエナジーのHPにも掲載しました。)が郵送されます。用紙は破産手続開始後数日で発送します。 需要家の方々が債権者に該当するかについては、破産管財人において検討中です。契約書などを精査のうえ、債権者に当たると解されることとなった方には、追って債権届出用紙を送付します。 自らが債権者であるとお考えなのに破産手続が開始した3月25日から2週間以上が経ってもお手元に裁判所からの通知が届かない場合には、破産管財人事務所にFAXで送付を要請して下さい。 なお、裁判所から破産債権者の皆様に送付される通知書と債権届け出用紙の書式は、ホープエナジーのHPにも掲載しましたのでご利用ください。
10	破産債権の届出期限はいつですか。	2022年5月16日(月)までです。ホープエナジーに債権をお持ちの方は、この日までに破産管財人の事務所に到着するように発送してください。
11	債権者集会はいつ、どこで行われますか。	2022年8月3日(水)午後2時から、東京都千代田区霞が関にある裁判所の家簡地裁合同庁舎5階で行われます。集会会場の案内についてはホープエナジーのHPにも掲載しておりますのでご確認ください。
12	集会には出席しなくてはいけませんか。集会に出席しないと不利益はありますか。	現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京地裁では、集会にはなるべく出席されないことが勧められています。集会後に債権者からご希望があったときは、債権者であることを確認のうえ、集会後に集会での配布資料をお送りします。集会に参加しなくても、不利益に扱われることはありません。
13	親会社のホープは今後どうなりますか。	破産手続が開始されたのはホープエナジーのみです。ホープのことについては、破産管財人としては分かりかねます。